

工 事 請 負 契 約 書 (案)

1. 工 事 名 柿ヶ下公務員宿舍A、B、C棟屋根及び外壁塗装等改修工事
2. 工 事 場 所 岐阜県中津川市付知町4273-3
3. 工 期 (令和 年 月 日) 契約の翌日から
令和 9 年 3 月 19 日
4. 請 負 代 金 額 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)
5. 契 約 保 証 金 額 ￥
6. 調 停 人
7. 前 金 払 請負代金額の10分の4以内
8. あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
[] 建設工事紛争審査会
9. 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除の区分	選 択 事 項		選 択 条 項
	請負代金内訳書	要	第3条
		不要	
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	[ー] 主任技術者		第10条第1項第2号
	支給材料及び貸与品		第15条
○	前金払		第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	部分払	回以内	第38条
	部分払の対象となる工場製品		第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書 及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

岐阜県中津川市付知町8577－4

分任支出負担行為担当官

東濃森林管理署長 渡部 謙太

受注者

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

（注）運搬費を含む。

仲 裁 合 意 書

工 事 名 柿ヶ下公務員宿舎A、B、C棟屋根及び外壁塗装等改修工事

工 事 場 所 岐阜県中津川市付知町4273-3

令和 年 月 日 に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

〔管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。〕

令和 年 月 日

発注者 住 所 岐阜県中津川市付知町8577-4
氏 名 分任支出負担行為担当官
東濃森林管理署長 渡部 謙太 印

受注者 住 所
氏 名 印

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。

また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。